

2021年1月22日  
全日本年金者組合  
委員長 金子民夫  
Tel: 03-5978-2751

声 明

## コロナ禍のもと高齢者の生活実態を無視した 厚労省の年金額引き下げ決定に抗議する

本日、厚生労働省は、2021年度の年金支給額を、名目手取り賃金変動率がマイナスで、物価変動率を下回っているとして、今年度から実施される「新年金改定ルール」により0.1%引き下げると発表した。

コロナ禍による感染拡大と医療崩壊の危機という厳しい現実の中で苦難を強いられている多くの高齢者の生活実態を歯牙にもかけない菅政権の決定に、全日本年金者組合は断固抗議するものである。

総務省が公表した2020年平均の「全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）は対前年比0.0%、賃金変動率マイナス0.1%であった。この場合、従来は据置きとされていたものである。2016年12月に強行可決された「年金制度改革関連法」（いわゆる「年金カット法」）で、「賃金変動率が物価変動率を下回る場合」、「賃金変動率に合わせて改定する」とした年金額改定の改悪ルールを今年4月から実施することになっているために、賃金変動率に合わせて減額したものである。

加えて、賃金・物価による改定率がマイナスであるためマクロ経済スライドによる「調整」という名の年金引下げは実施せず、翌年度以降に繰り越すことになった。これも「年金カット法」で導入され、すでに実施されている「未調整」分のキャリアオーバーで、実施可能な時は何年分でも繰り越し・合算して減額する際限ない年金引下げのルールが敷かれている。絶対に容認することができない。

コロナ禍のもと、高齢者に厳しい生活を強いることは許されることではない。年金引き下げの決定を撤回するとともに、高齢者が安心して暮らせる年金制度の構築を強く求めるものである。

全日本年金者組合